

平成 19 年 1 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

ジェイアールエフ商事株式会社

公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース
取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

昨年 7 月に公表された「リース会計試案」がさまざまに話題を呼び、多くのコメントが寄せられたとのことで、当社としても非常に注目しておりました。

しかしながら、それらのコメントの内容も明らかにされないうちに突然試案とほとんど同じ公開草案が公表されたことについて、決定過程はどのようなものだったのか、十分な議論・検討が行われたのか、まったく不透明であり非常に疑問に思います。

公開草案の内容は、実際に自分達の行っているごく普通のリース取引について、「売買」であるとか「利息」であるとか、ユーザーが減価償却を行うとか、まったく実感に合わず、一般に事業に携わっているほとんどの者にとっても、まったく理解に苦しむものであると思われま

す。

この議論に関しては、かねてから、「借手の利便性確保を図る。」「税制との一体解決。」といった基本方針が仄聞されていたため、あまり懸念を抱いていませんでしたが、日頃から税務通達等に従って、「賃貸借として適正」を旨として取引を行い、会計監査でも適正とされる事務処理にいそしんでいたリース取引について「会計も税務も売買になる」などという事態は予測もしていなかったため、少なからぬ衝撃を受けています。

当社は親会社に対するリース取引を多く手掛けていますが、連結情報として何をどう提供すればよいのか、親会社としても実際にどう連結処理に取り込めばよいのか、途方に暮れているというのが正直なところであります。

本来、借手のバランス・シートの問題であると単純に考えていましたが、公開草案の内容に従えば、金融計算を損益計上のシステムに取り込まなくてはならず、過大なシステム投資、事務体力を要することになり、連結側でもさまざまな変更受入処理が必要であると思われま

す。

まだイメージが湧かないものの連結調整を考えると、借手としてはかえって事務負担が増えるのではないかと不安を覚えます。

また、内部統制評価の体制を構築している最中であって、財務会計システムに連動している他の業務管理システムにも多くの見直し、修正が必要になり、手戻り等、二重・三重の負担となることも予想されます。

そもそも、単純なリース取引に多くの見積もりや分解計算を施して金融のような処理にすることの必要性がいまひとつはっきりしません。言われているようなバランス・シート計上が必要であるとしても、もっと抜本的に、一般事業会社レベルで理解しやすく、簡素な基準とされるよう要望します。